

○ いじめを見逃さない学校づくり  
○ 外部に開かれた風通しのよい学校づくり  
→ 子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整える

1 いじめの未然防止

いじめはどの子にも起こりうる、どの子も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、学校長のリーダーシップのもと全ての教職員が取り組む。

- ・わかる授業づくり
- ・道徳教育や人権教育等の充実
- ・規範意識の醸成
- ・自己有用感や自己肯定感を育む取組
- ・体験活動を取り入れた取組
- ・生徒が主体的に活動する取組

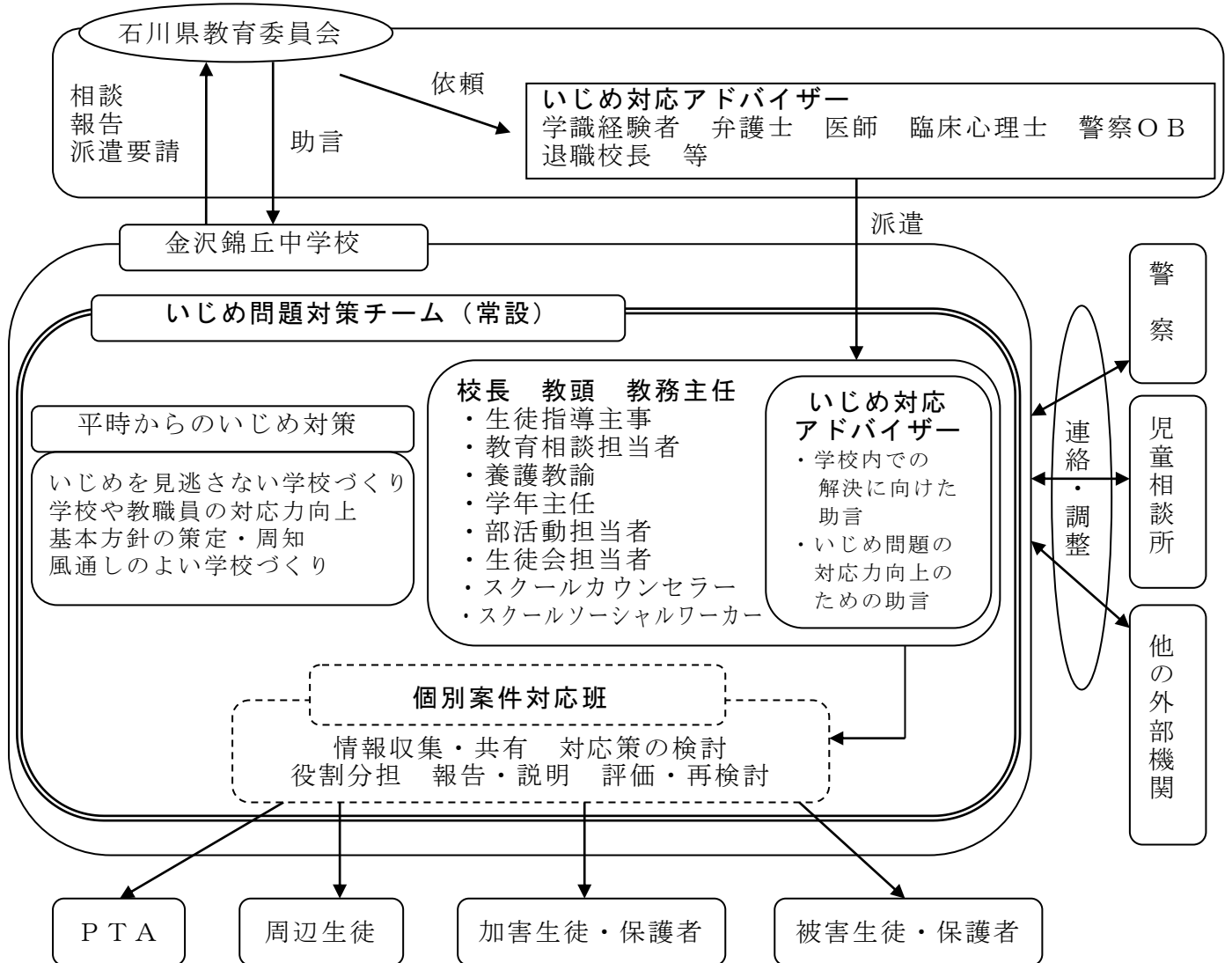
2 いじめの早期発見

- ・小さなサインを見逃さない取組
- ・定期的なアンケート調査の実施
- ・教育相談体制の充実
- ・家庭との連携

いじめの定義

(H25 いじめ防止対策推進法施行)  
生徒に対して一定の人的関係のある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているもの。

3 いじめに対する校内体制



4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応